

改正

平成26年1月28日25千子子支発第1209号の2

平成26年6月2日26千子子支発第207号

平成27年3月31日26千子子支発第1858号

平成27年10月28日27千子子推発第196号

平成29年3月6日28千子子推発第439号

平成29年3月31日28千子子推発第558号

平成29年8月1日29千子子推発第311号

平成29年10月1日29千子子推発第581号

平成30年4月27日30千子子推発第95号

令和2年3月11日31千子子推発第525号

千代田区賃借物件による保育施設等開設経費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、賃借物件を活用した保育施設等の開設に要する費用について、助成を行うことにより、保護者が安心して児童を預けることができる保育施設等整備を促進し、待機児童を解消し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第2号に規定する保育所型認定こども園をいう。
- (3) 家庭的保育事業所 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千代田区条例第18号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する家庭的保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 小規模保育事業所 条例第2条第6号に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (5) 認可外保育所 認可保育所の設備及び運営条件を満たす保育所であり、児童福祉法第35条第4項の認可手続中であるものをいう。
- (6) 保育施設等 認可保育所、保育所型認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所

又は認可外保育所をいう。

- (7) 施設整備 認可保育所等を開設する際に、建物を保育施設等の設備に係る認可基準に適合させるために行う躯体工事及び内装工事をいう。
- (8) 初度備品整備 保育施設等を開設する際に、保育用品、調理・調乳用品、什器、事務用品その他の物品を調達することをいう。
- (9) 保育業務支援システム整備 保育施設等における保育所職員の業務負担軽減を目的とし、東京都が別に定める要件を満たすシステムを導入することをいう。
- (10) 開設前賃借料 保育施設等の開設に係る準備行為のため開設日前に建物を賃借する際に、当該賃借契約において生じる賃借料をいう。
- (11) 処分制限期間 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号)に定める期間をいう。

(助成)

第3条 千代田区(以下「区」という。)は、区内における保育施設等の開設に必要な経費について、予算の範囲内において助成を行う。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象となる者は、区内に保育施設等の設置を予定している社会福祉法人その他の法人とする。ただし、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所については、個人において設置する場合を含む。

(助成対象事業)

第5条 助成の対象となる事業は、建物を賃借して行う保育施設等整備とする。

(助成対象施設)

第6条 助成の対象となる保育施設等(以下「助成対象施設」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものに限る。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 区が誘致した保育施設等
- (2) 乳幼児の入園選考に係る事務の全部を区に委任すること。

2 助成対象施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他の関係法令等に適合するものであること。
- (2) 保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日付9福子推第1047号東京都福祉局長通知)に適合するものであること。

(3) 国又は地方公共団体以外の者から建物を賃借する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の要件を満たすものであること。

(4) 施設整備に当たって、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令等に適合するものであること。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象となる経費は、助成対象施設の開設に当たって必要な経費（以下「開設準備経費」という。）であって、施設整備費、初度備品整備費、開設前賃借料及び学校110番設置費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 職員の宿舍に要する費用

(2) その他教育長が不相当と認める費用

(助成金の交付額)

第8条 助成金の交付額は、次の各号の規定ごとに算出した額を合算した額とする。

(1) 施設整備費 施設整備に係る経費（保育の実施に当たり必要な経費として教育長が認めるものを含む。）のうち設置者の実支出額と別表の基準額を比較して、いずれか少ない方の額に16分の15を乗じて得た額

(2) 初度備品整備費 初度備品整備に係る経費とし、定員1名あたり100,000円と実支出額を比較していずれか少ない方の額。ただし、交付申請にあたっては区と協議の上で対象経費を決定する。

(3) 保育業務支援システム整備費 保育業務支援システム整備に係る経費とし、2,000,000円と実支出額を比較していずれか少ない方の額

(4) 開設前賃借料 保育施設等を設置しようとする者が建物貸主に対して支払う建物賃借料（契約日から開設月の前月までの賃借料をいう。以下同じ。）、仲介手数料及び礼金の合算額（建物賃借料、仲介手数料及び礼金（礼金にあつては、建物賃借料の3か月分の額を超えるときは、当該3か月分の額を上限とする。）の合算額が建物賃借料の10か月分の額を超えるときは、当該10か月分の額を上限とする。）に10分の9を乗じて得た額

(5) 学校110番設置費 学校110番（事件発生等の緊急時における非常通報のための装置をいう。）を設置する場合の当該設置に係る経費の全額。ただし、300,000円を上限とする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第

1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 当該開設準備に係る収支計算書
- (4) 建物の賃貸借等の契約書の写し
- (5) 国又は他の公共団体等から開設に係る助成の決定を受けている場合は、その助成の決定を明示する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育長が必要と認める書類
(交付決定)

第10条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、助成金交付・不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。
(契約の適正確保)

第11条 保育施設等の開設に係る契約は、競争入札等の適正な方法によるものでなければならない。

- 2 助成事業者(助成金の交付決定を受けた事業者をいう。以下同じ。)は、前項の契約に当たって、千代田区暴力団排除条例(平成24年千代田区条例第23号)第2条に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者の関与を受けてはならない。
(工事の着手)

第12条 第9条の交付申請をした申請者は、交付申請後に施設整備に係る工事に着手することができる。ただし、第10条の交付の可否決定前に着手した工事について不交付が決定された場合には、区は補償の責任を負わない。

(状況報告)

第12条の2 申請者は、当該施設整備に係る工事に着手した日から7日以内に工事着工報告書(第5号様式)による着手の状況を教育長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告をした者は、着工日以後2か月が経過するごとに、工事実施状況を、当該経過する日の10日が経過する日までに教育長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該施設整備が完了したときは、工事完了状況を、完了の日から10日が経過する日までに教育長に報告しなければならない。ただし、当該施設整備が完了した年度の翌年度4月に開設する助成対象施設にあっては、当該施設整備が完了した年度の末日までに報告しなければならない。

(交付決定に係る事項の変更等の承認)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに助成金交付決定に係る変更等申請書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 第8条各号に規定する経費ごとに交付申請額を変更（1パーセント未満の減額の場合は除く。）しようとするとき。
- (2) 助成対象施設の規模、構造、用途又は定員を変更しようとするとき。
- (3) 助成対象施設の開設を中止し、又は停止しようとするとき。

2 教育長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、助成金交付変更承認通知書（第7号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成対象施設の開設準備の完了時期)

第14条 助成対象施設の開設準備は、助成決定において予定された期限までに完了しなければならない。ただし、助成対象施設の開設準備の遂行上教育長が特に認めたときは、この限りでない。

(事故報告)

第15条 助成事業者は、開設準備が前条に規定する完了時期までに完了しない場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第16条 教育長は、助成対象施設の開設準備が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し当該施設の開設準備の適正な遂行を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成対象施設の開設後2月以内に、実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。ただし、4月に開設する助成対象施設にあつては、当該事業が完了した年度の末日までに報告しなければならない。

- (1) 精算額内訳（第8号の2様式）
- (2) 事業実績報告書（第8号の3様式）
- (3) 開設準備経費の実績額を確認できる書類

2 助成事業者は、施設の開設準備を停止したときは、停止までに係る工事の出来高について前項の例により教育長に報告しなければならない。

3 開設準備の廃止は開設の中止とみなす。

(助成金の額の確定等)

第18条 教育長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書を審査し、並びに助成対象施設の開設準備の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて必要に応じて現地調査等を行うものとし、これらに適合すると認めたときは助成金の額を確定し、助成事業者に助成金額確定通知書（第9号様式）により通知する。

2 教育長は、前項に規定する現地調査等の結果、助成対象施設の開設準備の成果が助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 助成事業者は、前項の規定による命令により必要な措置を行った場合は、改めて前条に規定する実績報告を行わなければならない。

（助成金交付の請求）

第19条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の額の確定を受けたときは、助成金交付請求書（第10号様式）により千代田区長（以下「区長」という。）に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業者は、助成金の額の確定を受ける前であっても、第10条の規定に基づき決定した施設整備費助成額の2分の1の額を限度として、工事の着工後に交付を請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、助成事業者は、助成金の額の確定を受ける前であっても、第10条の規定に基づき決定した開設前賃借料に係る助成額のうち、次の各号に掲げる額の合計額に10分の9を乗じて得た額を限度として、各年度ごとに当該各年度の支出額が確定した後に交付を請求することができる。この場合において、助成事業者は、開設前賃借料の領収書等の書類を添付しなければならない。

（1） 交付の決定を受けた日が属する年度内の各月の賃借料の合算額

（2） 仲介手数料及び礼金

（交付）

第20条 区長は、前条第1項の請求を受けた場合において適切と認めるときは、遅滞なく助成金を交付するものとする。

2 前条第2項の規定により助成金の一部を交付した場合において、第18条第1項の規定により助成金の総額が確定したときは、既交付額との差額を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第21条 教育長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 第13条第1項第3号の規定により、助成対象施設の開設を中止したとき。

2 教育長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の返還）

第22条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、既に交付した助成金があるときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業者が当該認可保育所等を廃止したときは、厚生労働省が定める「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に準じて次の算式により得られた額の返還を命じるものとする。

助成金既交付額×（処分制限期間－開設後の経過年数／処分制限期間）

3 助成事業者は、開設準備完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金にかかる仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）により速やかに教育長に報告しなければならない。この場合において、区長は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第23条 助成金の交付を受けた助成事業者が前2条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 教育長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(助成の制限)

第24条 第21条の規定により助成金の交付決定の取消しを受けた者は、当該取消を受けた日から3年を経過する日までは、新たな助成を受けることが出来ない。

2 第22条各号の規定に基づき助成金の返還を命じられた者は、当該返還金を完済した日から3年を経過する日までは、新たな助成を受けることができない。

(財産処分等の制限)

第25条 助成により取得した財産は、助成対象施設の開設後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 助成事業者が、助成を受けて取得した財産（建物の賃借権を含む。）を助成金の交付目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、取得した後、財産の種類に応じ処分制限期間を経過したものについては、この限りでない。

3 区長は、助成により取得した財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(書類の整備保管)

第26条 助成事業者は、当該助成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を開設準備の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(委任)

第27条 この要綱の施行に際して必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に開設する助成対象施設について適用する。ただし、第7条の助成対象経費は、平成25年4月1日以後に発生した経費とする。

附 則（平成26年1月28日25千子子支発第1209号の2）

この要綱は、平成25年9月1日から適用する。

附 則（平成26年6月2日26千子子支発第207号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年 3 月31日26千子子支発第1858号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年10月28日27千子子推発第196号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月 6 日28千子子推発第439号）

この要綱は、平成28年11月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月31日28千子子推発第558号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に区が誘致した保育施設等について適用する。

附 則（平成29年 8 月 1 日29千子子推発第311号）

この要綱は、平成29年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年10月 1 日29千子子推発第581号）

この要綱は、平成29年10月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 4 月27日30千子子推発第95号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、平成30年 5 月 1 日以降に開設する保育施設等の開設準備経費について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月11日31千子子推発第525号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 8 条関係）

施設整備費助成基準額

- （1）認可保育所、保育所型認定こども園、認可外保育所

定員区分	基準額 1 施設当たり（円）
定員20名以下	143,812,000
定員21名～30名	150,750,000

定員31名～40名	175,125,000
定員41名～70名	199,875,000
定員71名～100名	259,500,000
定員101名～130名	312,937,000
定員131名～160名	361,500,000
定員161名～190名	410,625,000
定員191名～220名	456,375,000
定員221名～250名	505,500,000
定員251名以上	561,750,000

(2) 家庭的保育事業所及び小規模保育事業所

事業区分	基準額 1施設当たり (円)
家庭的保育事業	5,000,000
小規模保育事業	41,600,000

様式 (略)